

【シリーズあれから2年】

2006年にお引渡しをして、今年8月で丸2年を迎えるY様宅にお伺いさせて頂きお話を伺いました。

Y様との出会いはお客さまからのご紹介で私もワーク&デザイン(株)が設計・施工、建替えをさせて頂きました。

Y様ご家族はご夫婦とお子様2人の4人家族です。お打合せの際に喧々譁々と思いを話した事が昨日のこの様に蘇ってきます。

玄関を入ると四帖サイズのたたき土間、正面と右手に障子、左手に窓と玄関収納。収納の下に白い玉砂利



木のすまい仕様の家 木の香りが迎えてくれる家。



土間と玉砂利が印象的な玄関

が敷かれ入るのがおもしろく、神社の境内のようなすがすがしさと、懐かしささえ感じさせてくれます。

リビングの障子を開けるとキッチンまでひと続きの大空間。リビングには薪ストーブがあり、黒い鉄の存在がリビングの空間を引き締めています。その上には吹抜けがあり、2階同時に暖められますが、「家族の会話まで暖めてくれる」そうです。

ダイニングの掃出し窓を開けるとウッドデッキがあり休日はこちらでんびりしているとか。ご家族からは木の家にして本当によかったと言われ、うれしくおもった次第です。

木の家だからこそ、うつうつしい梅雨も不快指数が抑えられ、雨が明けると新緑の季節を感じ、秋の夜長に5帖サイズのバルコニーで月や星を眺めるのも楽しいそう。クリスマスにはサンタが煙突を見つけ、舞い降りてくるかもしれない——そんな夢のある住いづくりを今後も続けたいと思わせてくれる訪問でした。

【心地よさの条件】

心地よさの条件の大きな要素は温度ですが同じ温度でも、暑く感じたり、そうでもなかったりと感じ方は異なります。私たちが感じる温度と密接な関係にあるのが湿度です。湿度が低ければ、温度が多少高くても不快に感じにくく、逆に湿度が高いと不快に感じます。では、この湿度をコントロールするにはどうしたらいいでしょう。私たちの身の回りには、生活しているだけでたくさん水蒸気が発生しています。水蒸気を減らすには、発生する場所ですぐに換気すること。こまめに換気扇を回したり、通風を心がけることが肝心です。浴室や洗面所に窓がないお家などでは、入浴後、最低でも1時間ほど換気扇を回しておきましょう。

また、除湿にエアコンなどを上手く使うのもいいですが、室内に木材を使用することでも一定の効果を得られます。例えば6畳間に高さ1メートルの腰壁(厚み1センチ)を貼った場合、数日後の吸収量は2リットルのペットボトルで約2本分にもなるそうです。この場合、乾燥すれば逆に水分を放出する調湿機能も果たしてくれるそうです。私たちもできるだけ機械に頼らない家づくりを目指したいと考えています。

ひょうご木のすまい協議会

会長 三渡 啓介

【兵庫県林務課からのお知らせ】

県産木材利用融資の利率が、1.8%になりました。

昨年11月より県内産の瓦を使って住宅を新築又はリフォームする場合、既存の制度融資に200万円を上乗せできます。

新築・増改築

最高融資額：2,200万円(返済期間25年以内)

リフォーム

最高融資額：700万円(返済期間10年以内)

いずれも融資金利は平成20年度上半期1.8%固定。平成20年9月30日までに融資実行されたものに適用されます。

詳しくは <http://web.prefhyogo.jp> まで

— ひょうご木のすまい協議会のイベントご案内 —

シーガ芦屋モデルハウス 随時見学できます。芦屋ウォーターフロントに兵庫県産木材を使用した、木のすまいのモデルハウスが昨秋、オープンしました。シーガ芦屋は兵庫県企業庁による県産木材使用住宅建設及び販売事業で建築条件付宅地分譲2区画(モデルハウス：3区画含む)を県審査委員会の選考で当選した事業者により運営販売を行っています。

見学は、10:00~18:00(水曜日を除く)です。

詳しくは事務局までお問合せ下さい。



ひょうごの木で家を作る『家づくりセミナー』(第4期)

兵庫県産の木材を利用した家づくりを学ぶ「家づくりセミナー」を開催します。再生産可能で産地や性能・品質が明確な県産木材を活用した住まいづくりは、安心で安全、しかも環境との共生にも配慮した健康で楽しいライフスタイルを提供します。計4回の講座を通し、木の家の良さや家づくりを進めていく上でのポイントを図解や映像を活用し解り易く解説します。

開催日

第1回】H20年 9月20日(土)

第2回】H20年 10月18日(土)

第3回】H20年 11月15日(土)

第4回】H20年 12月13日(土)

・時間 13:00~15:00

・費用 4,000円(4回分)

・場所 兵庫県民会館

JR 阪神 元町 駅より徒歩7分

地下鉄 県庁前 東・2番出口すぐ

市バス 県民会館前 下車すぐ

詳しくは事務局までお問合せ下さい。

